

ID: 44

担当部署: 政策企画課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町集会所設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	昭和43年条例第13号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 集会所を使用する者からは、別表第2に定める使用料を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年9月29日